

セクシュアル・ハラスメント防止規程

(平成16年1月28日 規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）の防止等に関する事項を定め、もって良好な職場環境を維持するものとする。

(定義)

第2条 この規程において「セクハラ」とは次のことをいう。

- (1) 職場において行われる他の者を不快にさせる性的な言動をうけた職員の対応により、その職員が労働条件につき不利益を受けること。
- (2) 職場において行われる他の者を不快にさせる性的な言動により、職員の就業環境が害されること。

(職員の責務)

第3条 すべての職員は、健全な職場環境を実現するためセクハラを行ってはならない。

- 2 職員を管理・監督する地位にある者は、セクハラ防止及び排除に努めるとともに、セクハラに起因する問題が発生した場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(窓口の設置)

第4条 職員のセクハラに関する相談・苦情に対応するための窓口は総務係とする。

- 2 窓口相談担当者を置く。
- 3 相談担当者は、セクハラ相談・苦情の受付、事案の事実関係の確認及び事案の内容や状況に応じた迅速かつ適切な対応をしなければならない。

(プライバシー保護)

第5条 窓口の相談担当者は、職員からの相談・苦情に対応するにあたっては、関係者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た秘密は厳守する。

(懲戒処分等)

第6条 本会は、セクハラを行った職員に対して、その態様等に応じ、懲戒処分を含む必要な措置を講ずる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。